

令和 7 年 7 月 18 日

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 神奈川県地方分会
横浜支部の補聴器相談医の先生方へ

「令和 7 年度 横浜市 軽度・中等度難聴者に対する補聴器購入費助成事業」
開始のお知らせ

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 神奈川県地方分会
部会長 沖久 衛
横浜支部長 河合 敏
(横浜市耳鼻咽喉科医会会長)

平素より地方分会の活動に御協力いただき、ありがとうございます。

昨春、横浜市耳鼻咽喉科医会より横浜市医師会を通じて、横浜市に補聴器購入費の助成を要望したところ、本年 8 月 18 日より「令和 7 年度 横浜市 軽度・中等度難聴者に対する補聴器購入費助成事業」が実施されることになりました。

詳細は後日、横浜市から資料が郵送されますが、その前に概要を説明させていただきます。

○対象者は、概ね下記の通りです。

- 1) 申請日時時点で横浜市に住民票がある **50 歳以上の方**（今年度 **50 歳**となる方も含む）
- 2) 市民非課税世帯に属する方（生活保護法による保護を受けている世帯を含む）
- 3) 両耳の聴力レベルが **30dB 以上（4 分法）**で、補聴器を使う必要があると日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会（以下、日耳鼻）補聴器相談医から証明が得られる方（**30dB 未満**でも補聴器の必要性を認めると補聴器相談医が判断した場合も含む）
- 4) 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていない方、又は交付対象でない方
- 5) 補聴器装用前・装用後のアンケートに回答できる方

○助成額：一人上限 **20,000 円**

（補聴器購入費と **20,000 円**のいずれか少ない額）

○申請手続きの流れ

- 1) 申請者が「申請書兼実績報告書」「医師意見書」「補聴器装用前アンケート」を横浜市ウェブページから取得。各区区役所（区政推進課広報相談係）にも配架しています。※配架物は数に限りがあります。

また、僅かですが、補聴器相談医が在籍する医療機関にも横浜市から郵送すると聞いています。

- 2) 申請者が横浜市内の医療機関に勤務する日耳鼻補聴器相談医を受診し、「医師意見書」の作成を依頼

本事業の申請を希望される方が来院され（8月18日以降）、該当すると判断された場合は、「医師意見書」を記載（作成）して申請者にお渡しください。「医師意見書」の記載は簡単です。記載例が後日、横浜市から郵送されます。

※医師意見書作成料は、申請者の経済状況を鑑み無料～1,000円が望ましいと横浜市医師会より通達がありました。どうぞ御協力ください。
診察料や検査料は通常通り、保険医療に基づいてご請求ください。

- 3) 申請者が補聴器を購入
- 4) 申請者が「申請書兼実績報告書」「医師意見書」「領収書の写し」「補聴器装用前アンケート」を横浜市に郵送
※装用前アンケートは電子申請による回答も可
- 5) 審査後、助成要件を満たしているときは、横浜市から申請者に「助成金交付決定通知書兼交付額確定通知書」「助成金交付請求書」「補聴器装用後アンケート」を郵送
- 6) 申請者が「助成金交付請求書」「通帳等の写し」を横浜市に郵送
- 7) 横浜市から申請者の口座に振り込み
- 8) 申請者は補聴器購入後、3か月後をめぐに「補聴器装用後アンケート」を横浜市に回答
※装用後アンケートは電子申請による回答も可

今回の横浜支部の日耳鼻補聴器相談医は、日耳鼻ホームページに記載されている令和6年8月2日時点の情報に基づいています。どうぞ御了承ください。

本事業が来年度以降も継続する資料として、補聴器装用前後のアンケートが必要です。申請者には、装用前と装用後のアンケートを必ず回答するよう御指導ください。

最後に、本事業の開始にあたり、けいゆう病院耳鼻咽喉科部長・山田浩之先生に御尽力いただきました。厚く御礼申し上げます。

《けいゆう病院耳鼻咽喉科部長・山田浩之先生からのコメント》

本事業が所謂「ばらまき」にならないよう、補聴器相談医の役割として以下の御協力をお願い致します。

- 1) 難聴患者さんに真に補聴器が必要なのかどうかを診断し、必要があれば専門の補聴器販売店を紹介し、連携して補聴器の選定をしてください。事業の性質上、販売店に認定補聴器専門店のしぼりはありませんが、できるだけ音場での補聴器装用検査で効果の確認をするよう、協力をお願い致します。
- 2) 補聴器が適正に選択調整されているかを判断し、販売が適正に行われているかを判断し、疑問があれば販売店を指導してください。
- 3) 補聴器が決まった後も、聴力が悪くなっていないかの経過観察を行い、適切な補聴器の使い方の指導も行ってください。